

## 第7章 審議会等の活動状況

### 第1節 金融審議会

#### I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第7条）、現在その傘下に金融分科会（その下部機関として、第一部会、第二部会、特別部会）、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っている。（資料7-1-1～2参照）

#### II 平成17事務年度の主な開催実績

##### 1. 金融分科会第一部会（第33回（平成17年7月7日開催）～第42回（17年12月22日開催））

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場インフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について議論することとされている。17事務年度は、16事務年度に引き続き、投資に着目した横断的法制としての「投資サービス法」の制定に向けた検討を行い、報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（17年12月22日：資料7-1-3参照）を取りまとめた。

##### 2. 金融分科会第二部会（第25回（平成17年11月16日開催）～第31回（18年6月28日開催））

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能のあり方に関する事項を中心に検討することとされており、17事務年度には、信託に関するワーキング・グループと合同で開催し、報告「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」（18年1月26日：資料7-1-4参照）を取りまとめるとともに、6月には情報技術革新と金融制度に関するワーキング・グループと合同で開催し、電子債権管理機関のあり方について、検討を開始した。

##### 3. 公認会計士制度部会（第5回（平成18年4月26日開催）～第7回（18年6月23日開催））

公認会計士制度部会においては、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項を検討することとされており、17事務年度には、監査法人制度等のあり方について検討するために審議を再開した。

## 第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

### I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として、金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項は、

- ①自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ②自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令等である。

### II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料7-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）のうちから内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、倉澤康一郎氏（慶應義塾大学名誉教授）である。

### III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成18年1月13日に第122回自賠審が開催された。

自賠審においては、自賠責保険の基準料率の検証結果に係る審議、保険料等充当交付金（政府の特別会計から交付、国土交通省所管）に係る報告等が行われた。今回、損害保険料率算出機構から報告された料率検証結果については、17年度の損害率は103.9%、18年度の予定損害率は104.1%で、17年4月の料率改定時における予定損害率106.9%との乖離率は、17年度▲2.8%、18年度▲2.6%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

この他、自賠責保険診療報酬基準案、18年度自賠責特別会計の運用益の使途、18年度保険会社の運用益の使途、JA共済における自賠責共済事業、自賠責保険料のクレジットカード払いを可能とすること等の報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金/収入純保険料）×100

## 第3節 企業会計審議会

### I 最近の活動状況

企業会計審議会（会長：加古宜士早稲田大学大学院教授）は、企業会計の基準、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議することとされている。このうち、会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成13年7月に設立された企業会計基準委員会（ASBJ）において行われている。

### II 平成17事務年度の審議状況

17年1月の総会において、部会の構成が、企画調整部会、監査部会、内部統制部会に改組された。監査部会及び内部統制部会における審議状況は以下のとおり（資料7-3-1参照）。

#### 1. 監査部会（部会長：山浦久司明治大学大学院教授）における審議状況

会計監査をめぐる監査法人の審査体制や内部管理体制などの監査の品質管理に関連する非違事例の発生や国際監査基準等における品質管理の向上及びリスク・アプローチの適用に係る基準の改訂等が精力的に進められるなどの国際的な動向等を踏まえ、監査法人の品質管理の向上等に向けて監査基準の改訂等について審議を行い、平成17年10月28日に、「監査基準の改訂に関する意見書」「中間監査基準の改訂に関する意見書」「監査に関する品質管理基準に係る意見書」として公表した。

また、同部会では、金融商品取引法において制度化された四半期開示制度における四半期財務諸表の保証手続としてのレビュー手続に係る基準の整備について検討を行っているところである。

さらに、同部会では、監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえ、継続的に監査基準等の改訂作業を進めていくこととしている。（資料7-3-2参照）

#### 2. 内部統制部会（部会長：八田進二青山学院大学大学院教授）における審議状況

ディスクロージャーをめぐる最近の不適正な事例を踏まえ、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制の充実を図ることが重要であるとの観点から、平成17年2月から、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士による監査の基準のあり方について審議を進め、同年7月に公開草案を公表した。同部会では、寄せられた意見を参考にして更に審議を行い、同年12月8日、同部会報告「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方」をとりまとめた。

同報告においては、財務報告に係る内部統制の評価及び監査を求めることが過度の負担になるのではないかとの議論を踏まえ、先行して制度が導入された米国の運用状況等も検証し、コスト等が過大とならないための方策を盛り込んでいる。同様の観点から、同報告では、制度面での検討に際しては、十分な準備期間の確保や事業規模等への対応についても留意していくことが必要であるとしている。

なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査が18年6月に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」による改正後の金融商品取引法において制度化されたことから、内部統制部会では、必要に応じて、基準案に係る追加的な検討を行うとともに、基準を実務に適用していくとした場合のより詳細な実務上の指針（実施基準）の整備について、同部会の下に作業部会を設けて検討を行っている。（資料7-3-3参照）

## 第4節 金融トラブル連絡調整協議会

### I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：岩原紳作東京大学大学院教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。（メンバー：資料7-4-1参照）

（注）早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善

の各点である。

### II 議論の状況

平成12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで31回の協議会を開催してきた。（各回のテーマ：資料7-4-2参照）

#### 1. 早期に実施すべきとされた五つの項目の実施を担保

##### （1）標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生れた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」と略。資料7-4-3参照）を策定（平成14年4月25日）した。

モデルとして一つの標準的な手続を示すことにより、手続の透明性の向上のみならず、フォローアップの充実や実績の積極的公開、消費者への周知等のワーキンググループ報告で指摘された多くの論点に関して、個々の苦情・紛争解決支援機関が採るべき対応を具体化したものとなった。

##### （2）モデルを活用した規則の整備

モデルの策定後は、各業界団体・自主規制機関における手続規則及びその運用をモデル規則の項目毎に対比するという自己評価を実施し、協議会では、その結果を基にしてフォローアップを実施した。フォローアップにおける意見交換を踏まえ、具体的な苦情・紛争解決手続の創設・改正を各団体に促した結果、金融審議会の答

申に記された5つの課題に関連する規則の改善について、一定の成果を得ることができた。

(3) モデルを活用した運用の改善

また、運用面では、特に、機関間連携や広報活動を含む消費者アクセスといった項目について、各団体における自主的な取組み状況等を収集し、ベスト・プラクティスの共有に努めた。

なお、各団体における規則及び運用の改善状況については、年度毎の比較表の作成・公表を行った。

2. 金融分野における裁判外紛争処理制度の改善

(1) 苦情・紛争事例に関する情報・意見交換

各団体が取扱った苦情・紛争事例について情報交換を行ない、ベスト・プラクティスの共有化を図ることで、苦情紛争解決実務における改善に努めた。

(2) 裁判外の紛争解決制度に関する情報・意見交換

司法制度改革推進本部による「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆるADR法）<sup>注</sup>についての検討状況などについて、情報・意見交換を行った。

（注）「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆるADR法）は、平成16年12月1日に公布、19年4月1日に施行。

(3) 金融サービス利用者相談室について

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況、相談事例、運営方針について、情報・意見交換を行った。

## 第5節 貸金業制度等に関する懇談会

### I 経緯

金融庁では、貸金業制度等について、平成16年1月1日に施行されたいわゆるヤミ金融対策法の附則で、3年を目途に見直すこととされたことを踏まえ、17年3月から「貸金業制度等に関する懇談会」を開催し、幅広い観点から検討を行うこととした。

### II 開催状況（資料7-5-1～5参照）

懇談会においては、合計17回にわたり貸金業制度等をめぐる諸問題について関係者のヒアリングや議論を通じ検討が深められてきたが、平成18年4月21日にこれまでの議論の内容や方向性について、現時点におけるとりまとめが行われ、「座長としての中間整理」が公表された。

### III 「座長としての中間整理」

貸金業制度等をめぐる諸問題については、多岐にわたる論点や多様な意見が出されたが、中間整理においては、過剰貸付け・多重債務の防止、契約・取立て等にかかる行為規制、参入規制・監督手法等、金融経済教育とカウンセリング等、金利規制のあり方、グレーゾーンの取扱といった柱について、懇談会における議論がとりまとめられた。